



令和5年11月28日

令和5年の異常気象被害に係る 『山形県農林漁業天災対策資金』の取扱開始について

令和5年3月からの降霜、夏季の高温少雨並びに同年10月の強風及び降雹により農作物等に被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

鶴岡信用金庫（理事長 佐藤 祐司）は、令和5年度の異常気象被害による農作物等被害に係る「山形県農林漁業天災対策資金」の取扱いを下記のとおり開始いたしますのでお知らせいたします。

本商品は、令和5年3月29日からの降霜、同年夏季の高温少雨並びに同年10月6日の強風及び降雹で農作物の減収等の被害を受けた農業者等に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金を融資することで農業者の生産活動の維持を図ることを目的に山形県で制定した商品であります。

記

- 商品名
「山形県農林漁業天災対策資金」
- 取扱開始日
令和5年12月1日～ 令和6年3月31日
- 商品概要

項目	内容
1. 商品名	山形県農林漁業天災対策資金
2. 融資対象者	・被害農業者 農業を主な業務とする方（年間総所得の5割以上を農業所得に依存している方）で、次のいずれかの被害がある旨の市町村長の認定を受けた方 ①農作物等の減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業等総収入の10%以上 ②果樹等の樹体被害による損失額が被害時価額の30%以上
3. 資金使途	種苗、肥料、薬剤等購入費等の運転資金 ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用
4. 融資金額	<果樹栽培者（果樹収入が5割以上）> 500万円（法人2, 500万円）又は損失額の55%のいずれか低い額 <一般農業者（果樹収入が5割未満）>

	200万円（法人2,000万円）又は損失額の45%のいずれか低い額
5. 融資期間	被害程度により3年～6年以内（据置期間なし）
6. 貸付形式	証書貸付
7. 返済方法	毎月元金均等返済
8. 融資利率	年0.90%（県・市町村による利子補給後の貸付利率）
9. 融資枠	山形県の融資枠は2億円
10. その他	ご融資のお申込に際しては当金庫所定の審査がございます 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください

■ 本件に関するお問い合わせ先・ご照会先

鶴岡信用金庫融資部 担当：上林

TEL：0235-22-2598

以上

つなぐ力で100年幸せな街づくり

鶴岡信用金庫 総合企画部 広報課 <https://www.tsuruoka-sk.jp/>

〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号 TEL 0235-22-0059